

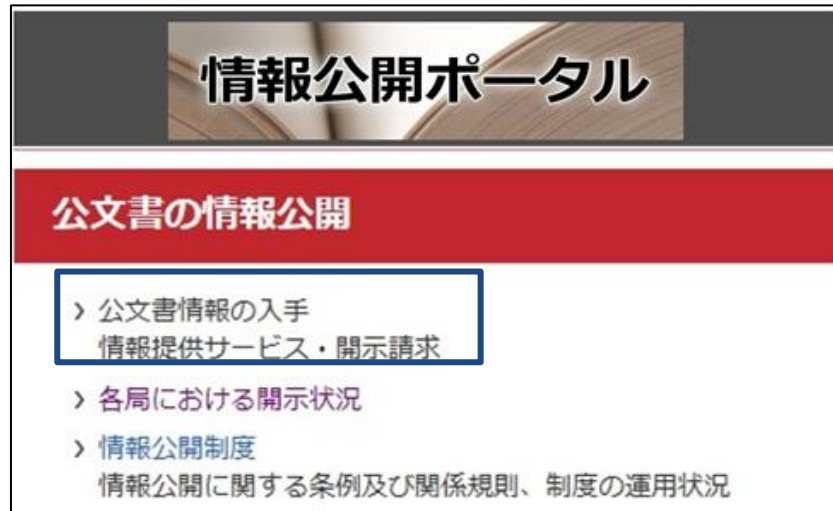
**「公文書情報提供サービス」
10月30日（月）から開始**

公文書情報提供サービス

- インターネットで、ほしい公文書情報を依頼
- 2週間以内を目途に電子データ提供
- 手数料は無料

利用方法

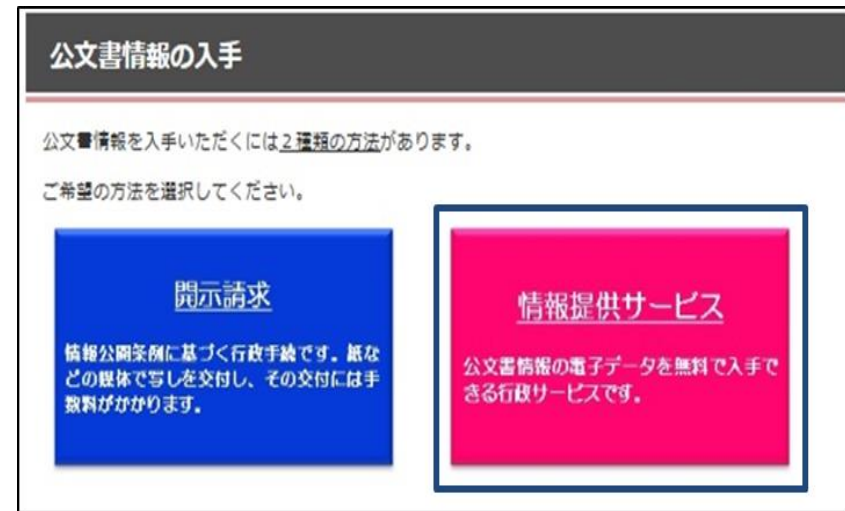
○都のホームページ「情報公開ポータル」の「情報提供サービス」へとアクセスし依頼



情報公開ポータル

公文書の情報公開

- 公文書情報の入手
情報提供サービス・開示請求
- 各局における開示状況
- 情報公開制度
情報公開に関する条例及び関係規則、制度の運用状況



公文書情報の入手

公文書情報を入手いただくには2種類の方法があります。

ご希望の方法を選択してください。

開示請求

情報公開条例に基づく行政手続です。紙などの媒体で写しを交付し、その交付には手数料がかかります。

情報提供サービス

公文書情報の電子データを無料で入手できる行政サービスです。